

障害保健福祉施策の改革のポイント

1 障害福祉のサービスを「一元化」

(サービス提供主体を市町村に一元化。障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスは共通の制度により提供。)

2 障害者がもっと「働く社会」に

(障害者が、企業等で働くよう、福祉側からも支援)

3 地域の限られた社会資源を活用できるよう「規制緩和」

(市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、空き教室や空き店舗の活用も視野に入れて規制を緩和する。)

4 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

(支援の必要度合いに応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続きや基準を透明化、明確化する。)

5 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

(1) 利用了したサービスの量等に応じた「公平な負担」

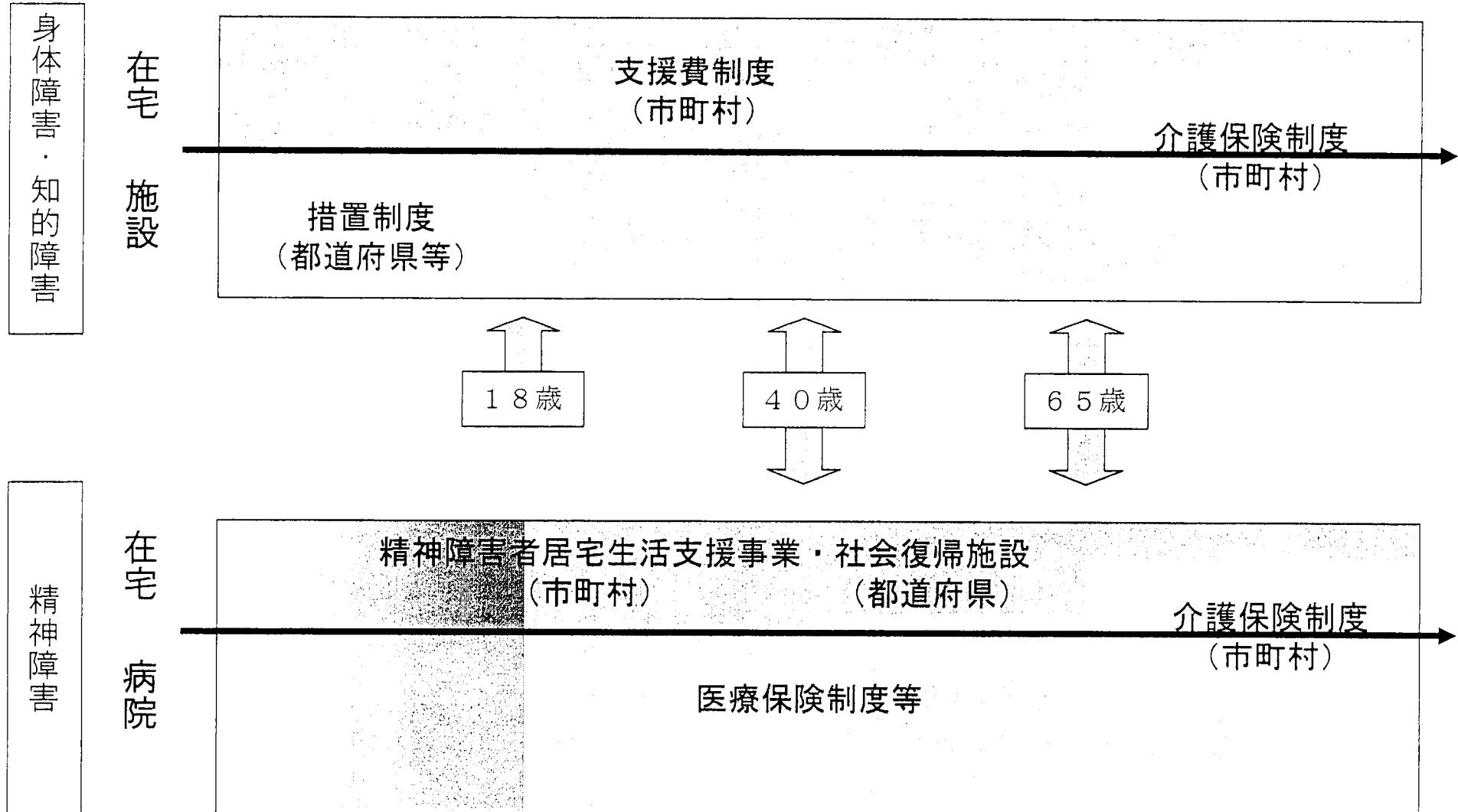
(障害者が福祉サービス（個別給付）や公費負担医療制度を利用した場合に、利用したサービスの量や医療費、所得に応じた公平な負担を求める。この場合、適切な経過措置を設ける。)

(2) 国の「財政責任の明確化」

(福祉サービス（個別給付）の費用について、これまで国が補助する仕組みであった在宅サービスも含め、国が義務的に負担する仕組みに改める。)

1 障害福祉サービスの「一元化」(制度の現状)

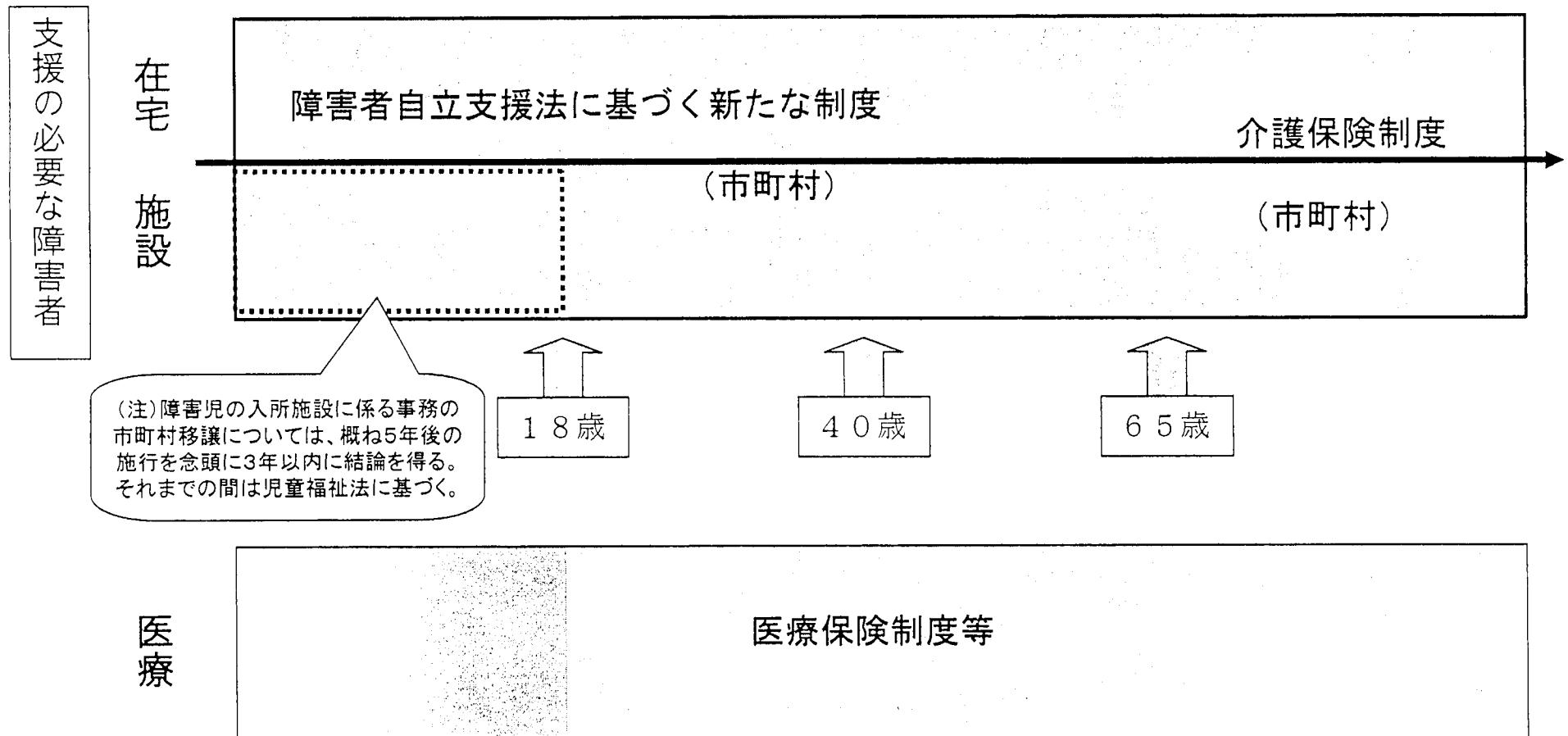
○障害の種別や年齢により、制度が複雑に組合わさっている。



(注)かっこ内はサービスの実施主体や保険者等

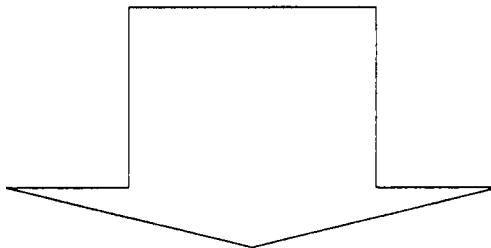
障害福祉サービスの「一元化」(改革後の姿)

- 障害者に共通の自立支援のための各種福祉サービスについて一元的に規定する法案(障害者自立支援法案)を通常国会に提出
- サービス提供主体は市町村に一元化



2 働く意欲や能力のある障害者の就労支援

- ・ 福祉施設から一般就労への移行を進めるための事業「就労移行支援事業」を創設
- ・ 福祉と雇用がネットワークを構成して、障害者の適性に合った就職の斡旋等を行う。
- ・ このほか、雇用施策においても、精神障害者への雇用率適用を含め、さらに障害者雇用を進める。



障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

3 地域の限られた社会資源の活用

(運営基準の緩和)

- 制度を抜本的に見直し、一つの施設で異なる障害を持つ人にサービス提供できるよう規制緩和(特定の障害種別を対象にサービス提供することも可能)

(施設基準の緩和)

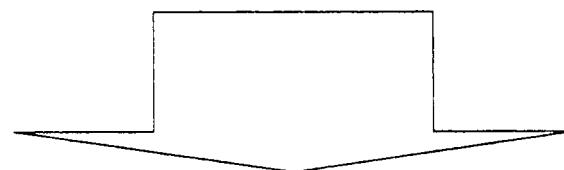
- 障害福祉サービスの拠点として、空き教室や空き店舗、民家の活用ができるよう施設基準を緩和

(運営主体の緩和)

- 通所サービスについて、社会福祉法人のみならずNPO法人等も参入可能になるよう運営主体の規制を緩和

(既存のサービスの活用)

- 施設、事業体系を再編し、現在、法定外の事業である小規模作業所のうち、良質なサービスを提供するものについては、新たなサービス体系の下でサービス提供できるよう、都道府県の障害福祉計画に基づいて計画的に移行。

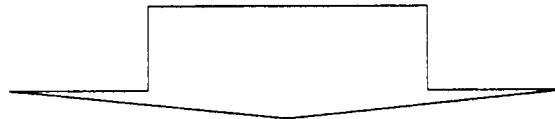


身近なところにサービス拠点

小規模な市町村でも障害者福祉に取組可能・地域活性化に貢献

4 手続きや基準の透明化・明確化

- ・ 障害者のニーズに即して、支援を効果的に実施するための仕組み(ケアマネジメント)を制度化
- ・ 福祉サービスの個別給付については、支援の必要度に関する客観的な尺度を開発
- ・ サービスの長時間利用のケース等については、市町村は、住民に対する説明責任が果たせるよう、審査会を設置して意見を求めるようとする。



- ・ 現在サービスを利用している者だけでなく、新たにサービスを利用しようとする者も、支援の必要度に応じて公平にサービスが利用できるようになる。
- ・ サービス量と費用の必要性の説明が可能となり、支援の必要な障害者が必要なサービスを利用できる体制づくりに資する。
- ・ 地域の実情に応じたサービス提供をしつつ、地域格差の縮小に資する。
- ・ より効果的な支援の実現に資する。

5 増大するサービスの費用を皆で負担し支え合う

- ・ 福祉サービスについては、新たにサービスを利用し始める者も多く、現状のままでは制度を維持することが困難であることから、必要なサービス量を確保するため、サービスの利用者を含めて、皆で費用を負担し支え合うことが必要。
- ・ 公費負担医療については、制度により負担の軽減の仕組みが異なり統一が必要であるほか、精神通院公費や更生医療は医療費が急増しており、必要な医療を確保しつつ制度を維持するため、皆で費用を負担し支え合うことが必要。

福祉サービス

- ・ 食費や光熱水費の実費負担
- ・ サービス量と所得に応じた負担
(定率負担+月額負担上限)
- ・ きめ細かな経過措置や、収入や預貯金のない者への配慮
- ・ 在宅サービスに係る国及び都道府県の負担の義務化

公費負担医療

- ・ 医療の質の確保や透明化等を推進
- ・ 低所得者や「重度かつ継続」して医療が必要な者に給付対象者等を重点化
- ・ 医療費と所得に応じた負担
- ・ 入院時の食費負担